

## 愛媛大学放射線障害の防止に関する管理規程

平成16年 4月 1日  
規則第 56号

### (目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)に基づき、愛媛大学(以下「本学」という。)における放射線障害の防止に関する管理的事項を定め、もって学内及び公共の安全を確保することを目的とする。

### (放射線取扱施設)

第2条 本学において、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器及び放射線発生装置を取り扱う施設(以下「放射線取扱施設」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 愛媛大学理学部
- (2) 愛媛大学学術支援センター(重信地区)
- (3) 愛媛大学医学部附属病院
- (4) 愛媛大学農学部
- (5) 愛媛大学学術支援センター(樽味地区)
- (6) 愛媛大学学術支援センター(城北地区)

### (学長等の責務)

第3条 学長は、本学における放射線障害の防止に関し総括する。

- 2 前条に定める放射線取扱施設を有する部局等の長(以下「部局長」という。)は、放射線障害の発生を防止し、安全を確保するため、法に定められた事項を遵守しなければならない。
- 3 学術支援センター長は、本学の放射線施設の安全管理に関して指導的役割を担うものとし、部局長の要請に応じて、放射線防止の適切な実施に関し、指導、助言等を行うものとする。

### (役員会)

第4条 放射線障害の防止に関する次の各号に掲げる事項は、国立大学法人愛媛大学役員会(以下「役員会」という。)において審議する。

- (1) 全学的な放射線障害の防止に関する事項
- (2) 危険時又は重大事故等への対応に関する統括的事項
- (3) その他各放射線取扱施設間の連絡調整に関する事項

### (放射線障害防止等安全管理委員会)

第5条 放射線障害の防止等に関する次の各号に掲げる専門的な事項は、愛媛大学放射線障害防止等安全管理委員会において検討を行う。

- (1) 放射性同位元素等及びこれらを使用する研究・治療施設等の管理運営に関する事項
- (2) 放射性同位元素等による放射線障害防止に関する事項
- (3) 各放射線取扱主任者等間の連絡調整に関する事項

(4) その他放射線障害防止等に関し必要な事項  
(教育訓練)

第6条 部局長は、当該部局の取扱等業務に従事する者等に対し、放射線障害の防止に必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項に掲げるもののほか、学術支援センター長は、部局長の要請があった場合は、必要に応じ、複数の部局にまたがる教育及び訓練を協力して実施することができるものとする。

(事故等の措置)

第7条 次の各号に掲げる事態が生じた場合は、当該部局長は速やかに学術支援センター長と連携して事故等の措置に当たるとともに、学長に報告しなければならない。

- (1) 地震、火災又は運搬中の事故等の災害により、放射線障害が発生した場合又は発生のおそれがある場合
- (2) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合
- (3) 放射性同位元素が異常に漏えいした場合
- (4) 業務従事者に係る実効線量限度又は組織線量限度を超えた場合又は超えるおそれのある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、放射線障害が発生した場合又は発生のおそれがある場合

2 学長は、前項の報告を受けたときは、原子力規制委員会その他関係機関の長に速やかに届け出なければならない。

(申請報告等)

第8条 部局長は、関係法令に基づく申請、届出又は報告を原子力規制委員会その他関係機関の長に対し行う場合は、学長を経由して行うものとする。ただし、関係法令等に基づき当該部局長が直接申請、届出又は報告を行うことができる場合は、この限りでない。

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、役員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。